

検証

情報基盤強化税制 活用のポイント

「IT投資促進税制に続き、今年度から新しいIT活用に対する減税政策が始まった。税制の目的は、正しく安全なデータ活用を目指す企業へのサポートだ。」

2003年1月1日から3年間実施されたIT投資促進税制は2006年3月31日をもって終了。4月1日からは2年間の期限付きで情報基盤強化税制が創設され、併せて中小企業投資促進税制の拡大・延長が行われた。

情報基盤強化税制の目的

今回の税制では本格的なデータ活用推進に主眼が置かれている。

以前のIT投資促進税制がソフトウェアを含めたIT機器の導入促進を目的としていたのに対し、情報基盤強化税制は「企業間の国際競争力の強化を図り、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの構築を促進することが目的です」と経



- ① 大企業を含めたすべての企業が対象になること
- ② ISO/IEC15408に基づき評価・認証された製品を活用すること
- ③ 税額控除と特別償却の選択ができること

「国際競争力強化については、部門間を越えた企業間でのIT活用

- に積極的に取り組み、一方で情報セキュリティの確保については、情報漏えいなどの事件が多発する昨今において、信頼のある安全なシステム作りを奨励するという意図があります」という福田係長の言葉どおり、対象設備を見ると、そこには明確な考え方が表れている。大きくは次の3つが対象になる。
- ① OSや、OSがインストールされたサーバーなどの基本システム
 - ② データベース管理ソフトウェア、この機能を利用できるアプリケーションソフトウェア
 - ③ 同時取得の場合のみファイアウォールも対象となる

具体的な減税内容は、対象設備の



経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長 福田哲平氏

ISO/IEC15408認証製品については以下のWebサイト内を参照してください。
http://www.ipa.go.jp/security/jisec/ccra_tax_top.html

お問い合わせ先
経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課
電話：03-3501-2646

基準取得価額に対する税額控除10%、もしくは特別償却50%の選択である。基準取得価額は税額控除限度額、または特別償却限度額の計算の基礎となる価格で、取得価額の70%を指す。税制適用を受けるための最低合計取得価額は、資本金の金額により3段階が定められている。

資本金による取得価額の段階

	取得価額（リース費用総額）
資本金10億円超	1億円（－）
資本金1億円超10億円以下	3,000万円（－）
資本金1億円以下	300万円（420万円）

*個人事業者は資本金1億円以下の法人と同様

●リース税額控除について

対象事業者…**資本金1億円以下の法人または個人事業者等**

対象リース資産…**リース契約期間が4年以上、かつ、リース資産の耐用年数以下**

*ただし控除額は法人税額の20%を上限とする

税制特例の概要

対象設備の基準取得価額に対する税額控除10%または特別償却50%を選択適用

基準取得価額

税額控除限度額または特別償却限度額の計算の基礎となる価額で、取得価額の70%が基準取得価額。

税額控除制度

当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除する制度。

- 【取得の場合】基準取得価額×10%*
【リースの場合】リース費用総額×42%×10%

特別償却制度

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の基準取得価額の一定割合相当額を普通償却に加算して償却できる制度。

- 【取得の場合】基準取得価額×50%

低合計取得価額は、資本金の金額により3段階が定められている。資本金10億円超の企業は1億円、資本金1億円超10億円以下は3000万円、資本金1億円以下は300万円である（対象設備の合計額）。自社製作したものも減税対象となり、サーバーの付属装置（補助記憶装置、電源装置）なども

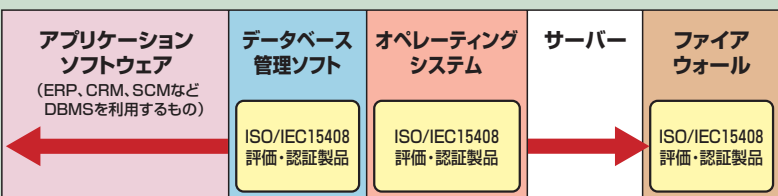
認証製品と減税対象の考え方について

導入例①

ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：OS(あり)、データベース管理ソフト(あり)、ファイアウォール(あり)

減税対象：

OS、サーバー、DBMSとアプリケーションソフト、ファイアウォール

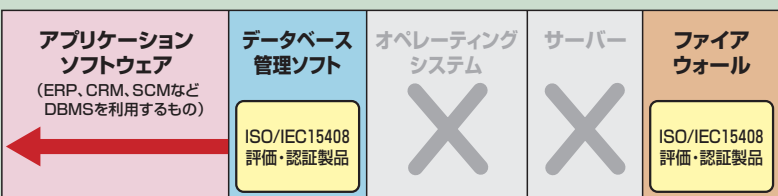


導入例②

ISO/IEC15408に基づく評価・認証の有無：OS(なし)、データベース管理ソフト(あり)、ファイアウォール(あり)

減税対象：

DBMSとアプリケーションソフト、ファイアウォール



適用となる。また、税額控除額は法人税額の20%が上限となっている点は注意したい。

中小企業はリースも対象に

資本金1億円以下の企業ではリースの場合でも適用を受けることが可能だ。この場合は、リース費用総額×42%×10%となる（最低合計取得価額は420万円）。

4月からスタートした情報基盤強化税制については問い合わせが多く寄せられ、関心の高さがうかがえる。福田係長は「全国で展開しているIT経営応援隊において、IT活用への様々なチャンスを提供しています。経営革新を決意したその次のステップであるIT導入・利活用への後押しとして、税制を大いに使っていたらいいと思います」と呼びかけている。